

第二十六回国 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月二十五日(月曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として成田一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君

理事 西川甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
高橋進太郎君
土田國太郎君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
大矢 正君
栗山 良夫君
椿 繁夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

国税庁長官 渡邊喜久造君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第一課長

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開きます。

議事に入ります前に、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもつて前田佳都男君がやめられ、その補欠として成田一郎君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは前回に引き続き所得税法の一部を改正する法律案外十二件の税関係法律案を便宜一括して質疑を行います。御質疑の方は御発言を願います。

○苦米地英俊君 資産合算制のことについて伺いたいんですが、これは一面から見るとともものように思われまうけれども、角度を変えて見ると、同一家族に属する親子の間、その他譲与した場合に税金がかかってくる、また相続する場合にも税金がかかってくる。そういうふうな移動をするときには税金をかける。そうしておいて今度は税金を返すときにはそれをすべて合算して税をかけるということには矛盾があるように思われるんですが、その点はいかがでしょうか。

○説明員(塩崎潤君) ただいまの御質問の点につきましては、すでに主税局長からお答えがあったかともわかりませんが、私どもは次のように考えております。

今回の資産所得の世帯合算の制度は、世帯の担税力に着目いたしました。その担税力を中心といたしまして、累進税率を適用して税額を計算して、資産を持つてゐる各々の人について税額を計算する、こういう建前でございます。それはしかも所得税からも担税力を考えておるわけでございます。従いまして贈与税とは親念的には違ふものだからかかると考えております。贈与税は御承知の通りに相続税の一種でございます。相続税は死亡の際の相続のときにかかるとございまして、贈与税は、死亡前にだんだん贈与いたしますと相続税がそこで大きく抜けるわけでございます。従いまして生前贈与におきまして将来の相続税の減税を防ぐ、こういうのがねらいでありました。従いまして所得税は全然性格の異なるものであると、かように考えます。

所得税の方はその資産から生ずる所得について、その所得を一グループがどういふに処分しておるか、どういふに負担力が見えておるか、これらを着目いたしまして所得税を課税しようというのが今回の資産所得合算制度のねらいでございます。

○苦米地英俊君 御説明は一応筋の通るやうに思いますが、贈与によつて各個人に財産が所屬する、この

場合に移動に対して課税をしておるのは相続税の前払いだといふやうな觀念でございますが、現在の制度では同じ家庭に住んでおつても戸籍は別になつておると、全く別個の単位として存在しておるのであるからして必ずしも合算しなくてもいいはずであるし、また場合によつていふと、現在の日本の状況では、同じ家庭に住んでおるながら全く別個の経済を行なつておる家庭もあるやうに私は見受けておるのであります。それを無理に合算して、合算すれば担税力がふえるんだからよけいに取るというのには税金を取ることが目的であつて、合理的にそうしなければならぬといふやうな建前ではない。担税力があるからして取つてやれといふやうな考え方のやうに見受けられるのですが、どうでしょうか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。ただいまもお答え申し上げましたやうに所得税の課税単位の問題から出てきておるわけでございまして、先般内容説明を申し上げました際に、こういうことを申し上げておきました。たとへば現在不動産所得と事業所得を夫一人が持つておりまして、妻が扶養親族である場合に、それが両方合算して二百万円ある、こういたしますと税金は四十八万八千五百円でございます。ところが夫が事業所得を持ち、妻が不動産所得を持ち、おのおの百万円ずつでございますれば、その税金はおのおの……先ほどの改正後の税額でございますが、おのおの改正後で十九

万円ずつでございますから、合せて三十八万円でございます。そういういたしますと四十八万八千五百円と三十八万円との差は十万八千五百円の差が出て参ります。同じやうな生活状態でありながら、なぜかやうに負担が違つていくのだから、かやうな疑問が出てくるわけでございまして、そういうところをどういふに考えるか。非常にむづかしい議論でございますし、また外国の例なども私も研究して参りました。過去の例におきましても、私どもの税法は創設以来合算の制度をとつております。今回の資産所得合算のみならず、勤労所得まで合算しておつたのでございます。勤労所得等につきましては、これは別個の角度から合算しない方がいいのではないかと、むしろ合算の方から軽減するといふやうな考え方をとつたわけでございます。こういうやうな税金の差が果していいのであろうか、ことにまた資産所得の性質から見ても、これだけの税額のアンバランスが出ていいのであろうか。ただいま申し上げましたのは二人の場合でございますが、これを多くに分けてございまして、こういう税額の差はますますひどくなる。こういう税制上の欠陥が出て参ります。外国の例を見ましても夫婦を合算しないところもないうございまして、子女につきましても大体資産所得につきましても合算してゐるやうな事例が多いのでございまして、今回減税の機会に負担の公

平をねらう意味で、こういう制度を提案申し上げた次第でございます。

○吉米地英俊君 夫婦の場合は一番強い場合で、その例をとられたけれども、もつと強い場合は、おじいさんと孫というふうな場合で戸籍は全然別になつておる。この夫婦の場合は戸籍が一つなんです。ところがほかの場合はこの戸籍が全然別になつておる場合に、これを合算していくというところに無理があるのではないかと、私はこう言うのです。

○説明員(塩崎潤君) ただいまの御質問は、戸籍が別の場合には合算しない方がいいのではないかと、戸籍が一組の場合には合算すればいいのではないかと、こういう御質問のようでございます。

今回の十一、二の三の資産所得合算の制度は戸籍を中心として考えておりましたので、生計を一にする世帯につきまゝ合算をいたす、こういうことになつております。ただいまの御質問のおじいさんとお孫さんが生計を全く別々にいたしておられますれば、これは合算する対象にはならない、こういうことになるわけでございます。

○吉米地英俊君 同じ建物の中に住んでおられるけれども、生活は全く別であるというふうな場合にですね、税務署の方では同じ家に住んでおられるではないか、こういうことになると思うのです。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。そのようないふことは、私どももまあ種々研究いたしたわけでございますが、そこで二点ばかりをさういふような欠陥を排除する意味におきまして、まず第一に子あるいは孫に配偶者がございませば、こういう人の資産

所得は合算いたさない、こういうことにいたしましたのが第一点でございます。第二点は子あるいは孫の方が総所得九万円以上、九万円を超えまして独立の納税義務者となるということになりませば、そういう方々の資産所得は主たる所得の方に合算いたさない、こういうふうなことにしております。従いまして日本の家族制度では、往々にして親夫婦あるいは子夫婦が一緒に生活することがございます。そのときに親子夫婦に子供夫婦の資産所得を合算するというようなことはいたさない。そういう場合に、子供がなければ親夫婦の間、子夫婦の間においてのみ合算が行われる、こういうふうなことに考えております。

○吉米地英俊君 大体わかりました。そのうち親子が同じ屋敷内に住んでおつて、子供も世帯を持つておる、親も世帯を持つておる、けれどもその生計はやはり別になつておるときは合算されない、こういうわけですね。そこでそのときに起つてくるものは、私は相続税が高過ぎるという感じを持つております。これは一時相続税は不勞所得だからみんな取つてもいいのだという議論があつたわけでありまして、運が悪くて短い期間に二回も葬式を出して相続税をしなければならぬ、相当の家はつぶれてしまふ。私も現実にはそういう例を見ておるのでありますが、相続税については、今のままでいいとお考えですかどうですか、それを一つ。

○説明員(塩崎潤君) 御承知のように相続税は昭和二十五年にシャープ勧告によりまして根本的に改正されたわけでございます。当時の思想として所得

税法の最高率はできるだけ低く——できるだけと申しますか、ある程度低くいたしまして、生きておる間の勤勞意欲を申しますか、事業意欲を發揮させるようにやろうじゃないか。しかし、その人が死にましたときには、一べん財産税として過去の所得から累積した財産について相当高度の税金を納めていただく、こういう思想が昭和二十五年にシャープ勧告によりましてとられたわけでございます。

しかも、その思想が今までの財産課税の思想ではなくて取得者ごとに課税いたしまして、取得者ごとの課税は、財産が多くなる子供に分散されるならば、なるべく税金を安くしよう、こういう考え方をとられたわけでございます。

そういう根本的な改革がございましたが、今言つたような思想がございまして、当時は最高税率九〇%までいってございました。それを二十八年度でございまして七〇%にいたしまして、現在までに至つておるわけでございますが、その後の状況を見まして、私どもといたしまして果してこれでいかにどうか、なお、根本的に再検討しなければならぬ、かように考えております。しかし取得者課税の制度も、財産が分割されるところの資産について取得者課税は有利であり、しからざる財産については不利である、こういうふうな御議論もございまして、こんなふうなことを考えまして、私どもといたしましては根本的にこの所得税あるいは相続税の關係、それから今申し上げました相続税の体系を根本的に考えていかなければならぬ、かように考えておりますが、この際に合わせまして、今の相続税の税率は決して私どもは低

いと思つておりません。根本的に改正したい気分分、相続税は御承知の通り所得税のように毎年々々その人に適用される税でございます。その年に人が死ぬと適用になる税金でありますし、体系といたしまして非常に重要なものでございまして、より根本的に研究しなければならぬ、かように考えておりますので、今回の改正には適用しなかつたわけでありまして、おっしゃる点十分検討して参りたい。しかも今、相次相続の点につきましては、相続が十年以内に行われます場合には、過去に納めました税額の一定割合を控除するといふふうなことをいたしまして、相続が何べんも重なることによりまして財産が急激に減るといふようなことはなくしたいという制度はございまして。

○吉米地英俊君 相続税については研究中のお話でありますから、ぜひこれは十分研究して改めていただきたいと思ひます。なるほど今の相続税は、戦後は非常に分けて分散されておりましたけれども、親の業務を継いで商売をやつていくといふような人については非常に不利になる。それがとにかく昔と違つて、財産はみんな分散されてしまつた。しかし業務は続けていかなければならぬ。また続けていくことが有利であるという場合に、その業務を続け得ないような相続税が今のところにかつておる実情があるのをごさいますから、ぜひこの点をよく御考慮、研究されて、近い将来に改正案を提出していただきたい。かように存する次第でございます。

次に、これは私勉強しないで何うのはまことに済みませんが、学校法人と、私立学校法第六十四条四項の規定

により設立した法人といふのはどういふふうな違つておりますか。

○説明員(塩崎潤君) 学校法人については、学校教育法第一条の小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、これを目的といたしましてこの学校法人がございまして。私立学校法に同様な学校法人の規定がございまして、ただいまのお尋ねの六十四条四項は、今申し上げました学校教育法第一条の学校ではない。各各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置の目的とする法人を設置することができるといふ規定によつてできました学校であらう——これは文部省所管でありますので、私が有権的解釈を下すのが果して適當かどうかと思ひますが、条文ではさうなつております。

○吉米地英俊君 そこで今度の、例の法人にあらざる団体に対する課税問題で、学校法人といふものも収益事業をやれば課税される、だから私立学校法第六十四条四項の規定により設立した法人も課税される、収益事業をやれば課税される。こういうことになつてきまふ。そこで学校法人といふのは、今のお話だといふと、大学、高等学校、中学、小学といふような系統のものであり、それからほかの部分はその範疇に属しない学校法人である。こういうことになりまして、これは私は平等には扱えないし、扱つたら大へんなことになると思ひますが、その取扱ひについてどういふふうにお考えでしようか。

○説明員(塩崎潤君) ただいまの御質問の収益事業の問題でございますが、

これは人格なき社団の問題とは私ども別の問題と考えております。現在法人税法の五条の第一項によりまして、左に掲げる法人につきましては、収益事業以外の所得については法人税を課さない。従いまして逆に申し上げますれば、収益事業から生じた所得に対しましては課税する。こういふふうになつておりました、ここにございましてこの学校の法人並びに私立学校法第六十四条第四項の規定により設立した法人は、収益事業部分については課税になるといふことは、すでに現行法であるわけでございます。従いまして、現在その収益事業が何かということは、法人税法施行規則の第一条の三に二十九業種列挙してございまして、その中の一番は物品販売業だと思ひますが、物品販売業を、たとえば学校法人が購買部というような形で作りまして、物品を売りますれば、これは現在のところ、学校法人でも私立学校法第六十四条第四項の規定によつて設立した各種学校を営む法人でございまして、これにつきましても、課税になつてゐるわけでございます。問題は、人格なき社団とは全然別の問題でございまして、最近毎日新聞に出ましたが、ある生花のお師匠さんが財団法人になりました、今までは個人としまして課税になつておりましたのが、急に課税にならなくなつてきた。ある学校は非常な大きな資産を持ちながら、よく調べてみると学校法人になつてゐるがゆゑに課税にならない、こんなやうなことが世上よく言われておりました、現在のところ、各種学校が六千七百ぐらいございまして、その中五千五百ぐらいは個人で経営さ

れてゐるわけでございます。これは私立学校法によりまして、各種学校ではございましてけれども、法人の形態をとつておりませんで、個人になつております。従いまして、洋裁の先生それから料理の先生、こういうやうなものは各種学校ではございまして、個人の形でありまして所得税がそのまゝにかつてゐるわけでございます。ところがこれが各種学校、いわゆる準学校法人といつております各種学校法人それから学校法人がその各種学校を兼業いたしますれば、現在の法人税法施行規則第一条の三では課税にならないわけでございます。すなわち収益事業に該当いたさない。列挙事業は二十九業種ございまして、いわゆる技芸を教えるやうなものは現在のところ収益事業と見ていない、こういうことになつてゐるわけでございます。そこでさういふやうなアンバランスを放つておいていかどうか、これらにつきましましては、各地からいろいろな批判が出てゐるわけでございます、これらにつきましましていかに考えるか、私どもも現在研究いたしておりました、文部省と打ち合せ中でございまして、私ども問題のあることはつとに存じておりました、各種学校といつたしまして知事の認可を受けてまして教育としてやつてゐるものにまで課税するのが果していいであらうかどうか、しかし一方申し上げましたやうに、すでに五千五百の個人立の各種学校につきましましては課税いたしております。さういふことではいいのかわるか、あるいは最近の傾向を見ますと、少し大きな企業的な形態で各種学校が運営されて、果してそれが教育事業と言へるであらうかどうか。そのあたり

少し検討してみなければいかぬということであるところ、文部省と打ち合せ中でございまして。おっしゃるやうな人格なき社団の問題とは別個の問題といふふうにお考え願へば仕合せでございます。

○吉米地英俊君 私も今御説明の通り非常に要領をむさばつて脱税してゐる、これから税を取ることは賛成なので、ただその原則としては課税しないといふところの規定、「前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理」云々といふ条項があつて、その次に第三項のところに「人格のない社団等」について、これを準用する」といふものがある、この収益事業といふものの性質が非常に重大な影響を持つてゐると思つて、この前にもお伺ひしたのですが、くどいようですけれども、そのところを今のところどのくらい検討されておるかと思つてお伺ひしたのでありますが、文部省と協議中というお話ですから、まだ判明しておらないと思ひますので、これ以上お尋ねしてもむだだと思ひますので、私はこれは後日に至つてまた一つ適当であるかないかを検討してみたいと思ひます。これはどうか、一方において不正な脱税を防止すると同時に、それでないものに対して非常にやかましくして、結果の悪くなるという、角をためて牛を殺すといふやうなことのなによりに御奮闘願ひたいと思ひます。

次に、更正決定のときの利子の問題ですが、確定申告のときに税務署が認めない、税務署によつて決定してきたと、その場合に再調査を要求するといふことがよくあるのでありますが、この更正決定が税務署の方が間違つていたといふことが明らかになつて、更正決定を認めたとするやうな場合でも、利子だけは本来の納付期日から取めなければならぬことになつております。これは私は少し無理じゃないかと思ひますが、これはもし更正決定が認められない場合ならそれでいいと思ひますのでございまして、けれども税務署の方が間違つておつたから更正すると決定した場合に、更正された場合以後に金利を取るのはいけりけれども、更正決定を認めておきながら、初めに戻つて金利を取るといふのは、これはちよつと無理のやうな気がします。これはどうでしようか。

○説明員(塩崎潤君) 今の利子税の制度は、これは申告納税になりましてでございまして、きりしました制度でございまして、昔の賦課決定の時代におきましては、滞納になつた後から延滞加算金を取つておつたわけでございます。申告納税制度になりましたら、まじめに申告していただいた方等のバランス等、やはり納付期日から利子を取るべきじゃないか。これは種々の、いろいろな課税所得の計算についてむずかしい条件がございまして。しかし一般金利に近い金利ならば、これはやはり申告納税の建前からみまして、税務署が更正決定をしようがどうしようが、やはり納付期日から納めるべきではないか、こういう建前でございまして、ただ更正決定があつた減額になりまして、むしろ納め過ぎであつたやうな場合は、逆にこちらは今度は還付加算金をつけます。しかかもまた更正決定のみならず、申告内にも過剰に納め過ぎた、これはまあ法人税

の場合には特に事業年度期間計算の問題で、しよつ中、あるときは納め過ぎ、あるときは納め足りないといふことがありまして。すなわち税務計算は必ずしも会社計算と一致いたしませんので、ある期の納め過ぎの分についてはやはり納付期日から還付加算金をつける。また納め足りない分については、そのときから利子税をつけるというわけでございます。従つて申告納税制度の建前からございまして、やはり納付期日から利子税をつけるべきではないか。

なお、利子税は昭和二十五年以降四銭でございましたが、昭和三十年でございまして、三銭にいたしておりましたので、それからもう一つ、更正決定が一年後に行われます際には一年目は利子税は取りませんが、その後税務署が、おくれたといふ責任を税務署が負うといふことになつたしまして、その後のものにつきましては特殊の事情がない限り、——特殊の事情と申します、脱税——悪意の脱税でございまして、さういふやうな脱税がないやうな場合には一年後の分については利子税は取らない、かような建前になつております。

○吉米地英俊君 さういふお話のように入らなければ非常にけつこうなでございまして、こちらは申告をしていくと税務署が認めない、これを認めないなら納めない、再調査を要求するといふことで、納めないで再調査をしてもらつて、それで更正決定が出てくると、こういう場合があるのです。そのときに、なるほど再調査してみたら、それが申告してゐる人間の方が正しいと

いうことがわかつてきた場合に、まだやっぱり金利を初めから払わなくちゃならない、こういう場合があるのです。これは無理じゃないかと、こういうのです。

○説明員(塩崎潤君) 私どもはまあ税務行政もだんだんよくなりまして、無理押しの課税はないと思っておりますけれども、さような場合にもやはり再調査をお願いいたしまして、再調査請求を税務署にし、あるいはそれが不服ならば協議という式に持つていきまして審査請求に移す。それが確定いたしましたれば利子税は一応つきますけれども、その後税金の納め過ぎの場合には先ほど申しました還付加算金がついて税金が返ってくるという事でやはり見合つておるのではないかと思ひます。その点は救済の道も開けておりますから、利子税の問題も私はそう酷にわたるようなことはないのではないかと、かように考えております。

○吉米地英俊君 それはすなおに納めてしまえばそういうことになるのですよ。ところがすなおに納めないで再調査を要求する人があるわけですね。そうして再調査を要求して、再調査してみたらところが本人の言う方が正しいという事で認められた場合ですね、それでも今の法律では金利を取られるわけなんです。

○説明員(塩崎潤君) ただいまのお話、ちょっと私も了解しかねるわけでございますが、納めないでおりまして、再調査の段階で税務署の方が負け、納税者の方が勝ちますと、それだけ所得税は減額になりますので、利子税の問題は起らないのではないかと。ただ差し押えいたしておりますと、その

間の利子につきまして督促状その他参りますけれども、再調査によつて原告の方の言い分が正しいければ税金は元の納税者の言い分通りになりますから、利子税はつかないことになるのじゃないか、かように思ひます。

○吉米地英俊君 これは実例があるのです。アメリカ軍に徴用された財産について、本人の言うところとそれから税務署の言うところと違つてゐるので、納めないとなんばつてゐるので、けれども今の法律だとすると利子だけは納めてくれと、こういうのですよ、税務署は。

○説明員(塩崎潤君) おそらく税務署と納税者との争ひは、総ソクについていわれる場合がございましょう。しかし、少くとも税務署と納税者の一致している下積みの部分がございまして、その部分も全部納めない場合は、その下積みはあとで再調査によりまして全体百は無理である、しかし、五十になつたという、五十部分については利子税を納めてもらわなければなりませんので、その分については将来を考へて早く利子税を納めていたがたいと、こういうことをいつておるのではないかと思ひます。百全体が税務署の方が間違ひであれば、これは利子税の問題は起りませんが、百は間違ひであるといひましたし、その下積み部分の五十については所得税が確定するという際には、五十につきまして、全体を納めないとその五十につきましてはやはり納付期日を制限しなければならぬという事になつておるわけですから、利子税もつくという事になるわけでございます。

○吉米地英俊君 そういう場合には下積みの分だけ払つておけばあとは免除されると、こういうことになるわけですか。

そこで、これはそちらへお伺ひしてもお答えの範囲にならないかもしれぬけれども、この徴用された家屋とか何とかいうものについて、徴用された方は日本政府というものを相手に考へてゐるし、国税庁へ行くというところ、これは自分の方のことで、そつちはほかの係だと言ふ。わきの方へ行くというところ、これはおれの方の關係はこれだけだと、總體的に考へてくれないので、ね、そうして非常に迷惑をかけてゐる、ところが、裁判を起したり、強情をはつたやつは非常に有利に解決されてゐるのです。また土地なんかの場合に

なれば、砂川のように騒ぐというところだんだんせり上げられる、しかし、弱い個人の場合にはそれが押しつけられてしまふというやうなことで、非常に自分の責任でなくて窮地に陥られてゐる人があるのですが、こういう場合でも税制の方においては何の優待もなくやつておられるという事は、これはちよつとおかしいと思ひますが、どんなものでしょうか。

○説明員(塩崎潤君) 先ほどのお尋ねの下積みの部分の税金の利子の問題でございます。これは納付期日までには納めていただければ、その分につきましては利子税がつかないわけでございます。その点お答え申し上げておきます。

第二点の収用の問題でございますけれども、現在の特別措置法によりますと、収用につきましては譲渡所得計算の特例がございまして、収用価格を再評価額といたしまして、過去の取得価

格との差額について六割だけの再評価税でよろしい。いわゆる譲渡所得税はそれだけで済ますという規定がござい

ます。そのうちに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法を入れてまして、収用と同じにふりに考へておきます。

事実問題、私詳しく存じませんが、それによりまして収用の場合の負担の急激な、その際に所得が、自分の意思に關係なく譲渡所得が実現いたしました。その譲渡所得を給付所得に入れたら課税することが、負担の面からみて無理ではないかという事を考へまして、単純に再評価税の六割だけで済ましておきます。そういう適用の關係はあります。事実問題といたしまして今申しましたやうな關係から適用があら

ばいいわけでございます。

○吉米地英俊君 今の問題はこれはむしろ予算委員会でお尋ねすべき問題で、ここでは無理だと思ひますが……その次に減価償却の特例でございます。今、今の法案には出ておらないです、今の法案には減価償却をやする場合に、全国一律にやつてゐるということに私は少し無理があるのじゃないか、同じ建物でも積雪寒冷地とそうでないところとは減価償却の年限を縮めるとかというやうな措置があつてしかるべきじゃないかと思ひます。地域別の特例というものは御考慮になり得るかならないかということをお聞きしたいんです。

○説明員(塩崎潤君) おつしやる点はごもつともな点がございまして、で、現行の制度におきまして、大体まあ法定耐用年数が一律にきめられております

けれども、特に特別な事由がござい

すれば、国税庁長官の承認を受けた場合に限りまして、耐用年数の特例が認められることになっております。ただまあその認定の範圍が非常にむづかしいので、現在のところあまり適用がないわけでございますが、一応制度といひましては、ございまして、寒冷地帯のみならず、たとえば事業におきまして、使い過ぎまして、この耐用年数は法定耐用年数ではだめだというやうなときには、承認を受けまして特例措置が認められることになっておりますが、現実の面で運用の問題とまう一つは認定の範圍が非常にむづかしい、いわゆる地域給付にどここの地域まで認めるか、非常にむづかしいことになりまして、現実になかなかむづかしい問題でございますが、制度の道だけは開けてゐるわけでございます。

○吉米地英俊君 工業機械なんかの場合にはそういうことがあるだらうと思ひますけれども、家屋などの場合になりますと、これは住民全部にかかつてくる問題なんです。ところが、大きな会社とか何とかいうのは承認を得るということもできますけれども、一般住民はそういうことはできないわけなんです。ですからこれはむしろ認定を得るといふやうなことでなくて、別な方法で規定する方がよくはないか、こんなふうに考へてゐるんですけれども。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。ただいま申し上げましたのは機械のみならず工場建物も入るわけでございます。ただその一般住民の家屋の減価償却をおつしやられたのでござい

ますけれども、われわれの所得計算の際には減価償却は一応全然無關係でこ

ございます。生活費部分は償却とは関係
ございませんので、住宅用の家屋につ
きましては減価償却の計算はございま
せんから……。

○吉米地英俊君 営業用の。

○説明員(塩崎潤君) 営業用につきま
してはできませんけれども、それも今
申し上げましたように、非常に数の多
いものの中から特に選びまして一々認
定することができるとかどうか、ある
はまたそういうところの建物はまだ寒
冷地帯向きにできているような点も
ございまして、あるいはそのあたりで
特例を認めますと、ほかの方は、また
温暖地の家屋はまた構造も違っており
ます。そういうような関係で、あまり
に特殊扱いいたしますと、温暖地帯
の方の家屋につきましてもまた構造が
違うというわけで、耐用年数の例外と
いいますか、特別扱いを認めるとい
うことになりやしないか、こんな感じ
がいたしますのでなかなかその点普通
のものにつきまして一律に取り扱うこ
とはできないのじゃないかと、かように
考えております。

○吉米地英俊君 それができないとす
れば、修理費を相当認めてもらえな
いというところであるけれども、これも
なかなか困難らしいのです。修理費を
認めてもらえば……一体耐用年限とい
うやつは修理のいいか悪いかというこ
とによほどかかってくるわけですね。修
理が悪ければ耐用年限は持たない、修
理がよければ耐用年限以上に持つ、そ
れで所得税の場合にどうしてもそういう
ことがやりにくいならばその地域々々
の税務署で修理費というものを必要度
程認めてもらえば同じ結果になるわけ

ですが、これも考慮できませんでし
うか。

○説明員(塩崎潤君) 非常にむずかし
い問題でございますが、たとえば東北
地方に雪が降りまして毎年雪かきが要
るといふような場合に私は経費じやな
いかと、かように考えております。そ
のほかいろいろな点がございまして、
税務の実際におきましてそこまで認定
することができるとかどうか、これは具
体的には認めなければいけませんけれ
ども、一律に取り扱うというところは、
中央から指示いたしまして一律に取り
扱うというところはなかなかできない
じゃないか、現地によりまして具体的
に認定してやるべきじゃないかと、か
ように思います。ことに修繕費と資本
支出の範囲は非常にむずかしい問題で
ございまして、この点につきまして画一
的にやりますとかえつて弊害が出て参
りますので、これは具体的に税務署で
判断していただいた方がよいのじやな
いか、かように考えております。

○吉米地英俊君 修理費の場合に私は
一律に認めるといふんじやないんで
す。ただ税務署があまりやかまし過ぎ
るんです。修理費をなかなか認めな
いんです。そういうところをもう少し
税務署の方で実情に即して修理費を認
めてもらえば問題が起らないんです
が、これを私は決して一律に修理費は
何パーセント認めよと、こういうん
じやないんです。これは取り扱ひの
問題なんです。取り扱ひがあまりに嚴
重過ぎて、そのために不公平が起って
いる、こういうことなんです。

○説明員(塩崎潤君) 私どもの地方に
おいてどの程度の修理費の取り扱ひが
できているかつまびらかにいたしませ
んが、先ほどもお答え申し上げました
ように、資本支出と修繕費の關係はな
かなかむずかしい問題で、なるべくト
ラブルの少ない方法を私どもも考えて通
達などもいたしておりますけれども、
具体的な適用範囲になると非常にむず
かしい問題がございまして、そのあたり
十分調査いたしましてなお研究してみ
たい、かように考えます。

○吉米地英俊君 これは私、次の問題
ですが、回答を求めようとは思いませ
ん。例の名義貸しの問題ですが、これ
をどの程度にどうするということに影
響が大きいと思っております。……た
だこれをあんまり嚴重にすると、申告
についてあと非常にやかましい調査を
するとかいうことになる、大きな混
乱が起きると思う。この点は一十分
注意して混乱の起らないようにやつて
いただきたいと希望を述べておく次第
であります。

○委員長(廣瀬久忠君) ではこれでし
ばらく休憩いたします。
午後二時三十五分休憩
午後四時二十一分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き
続き質疑を行います。

○野澤勝君 私、財政上について非常
に疑問の点がありますので、国税庁長
官がお見えになりましたので伺いま
したいと存じます。財政はもろろん政策
といたしましては公平を期すること
であるという点がよくわかるのでござ
います。特に日本のような戦後におけ
る底の浅い経済のもとにおきまして
は、より一そうこのことが痛感される
のでございまして、特に戦後におきま
しては、財閥、軍閥が解体されて、

よりやく民主的な日本ができると思
っておりますところ、またぞろ昔の
ように、三井、三菱、安田、古河、住
友というような名前ではございませ
んが、戦後新たな財閥体系ができて
きたわけでございまして、しかし依然
として日本の経済の底が浅い。人民の生
活は決して安定はしておらずにござ
います。かようなときにさような財閥
体系ができて、いわば独占資本体系に
なってきたわけでございまして、こ
ういふふうな事実に対しては長官はど
う思われますか。この点をまず一つ伺いま
したいと思います。

○政府委員(渡邊重久君) 野澤委員
のおっしゃいました財閥の復活とい
つたような考え方、これはいろいろな見
方があると思うのであります。新しい
形で出ておりますから、必ずしもわれ
われは財閥の復活といったような言葉
でこれを云々するのは正しいかどうか
という点については疑問を持っております
が、ただわれわれといたしましては
は、要するに課税は公平なものでなけ
ればならぬ。税法は適正に執行されな
ければならぬ。税法自体の御審議は国
会でなされ、国会で法律をお作りにな
るわけでございまして、われわれとい
たしましては、結局作られた法律を
適正に施行していくということにお
きまして、公正な負担を各人がしてい
ただけるようにということで日夜努力
しておるわけでございまして。

○野澤勝君 きょうはこの問題で掘り
下げて論議いたそうとは思いません
が、特にお聞き取りをお願いしたいのは、
本員は社会党ではございまして、労使
の問題につきましては、もちろん労働

者を擁護するために主張いたします。
しかし日本の産業に対する問題は日本
の産業事情から論ずるし、日本の民族
産業を守る点については、人後に落ち
ないつもりであります。この点につ
いてはいかなる機会におきましても、ア
メリカ依存ないしはアメリカの独占資
本の日本に対する経済取奪のからく
り、動き、かくして日本産業への圧
迫、こういう点については、私は本委
員会においても敢然として日本産業を
擁護する立場において発言してござ
います。しかし国内における経済事情から
みて、特に税制方面からこれを検討す
ると、ただいまの長官の御答弁とは逆
な方向に事実なりつつあるのでござ
います。その点に対して長官は税の公
平を期する、その点に努力しておると
いう御説でございしますが、私は今、各
会社のあるいは日本における巨大産業
の事情、戦後における経済の発展の度
合い、比重等を一々ここで申し上げよ
うとはいいたしません。しかし長官自身
よく検討されればわかる通り、戦後
は巨大産業の擁護をいたしまして、戦
後の物価体系を見ればわかるが、内容
は、昭和九年、十年、十一年の三カ年
間の平均をこれを基準年度といたしま
して、農村の物価は六二・五、工業生
産物においては、ただいま大臣も来ら
れましたからお聞き取りをお願いいた
すのですが、六五の率による物価体
系を規定した。これから見ると、二・
五だけ工業生産が利益を得ておる。さ
らに池田さんの前大臣のとき、産業合
理化法を作り、巨大なる産業資本は
資金的にも非常に恩恵を受けてござ
います。こういう状態ではございまして、
詳しくは申し上げませんが、す

でに計数的に示されています。税体系に關し能力を持たれておる長官でございますから、(笑聲) わかつておられるのであります。ですから大臣と相談されまして、日本の財閥体系に対する課税の比重という点一つ考えてもらいたい。時間の關係ですからこれ以上あなたからお聞きしたいとは思いません。いつか機会を見てゆつくりとこの点をお話しし、また御意見を聞きたいと思ひます。

それに関連して、私が新興財閥体系として申し上げておきたいのは、人民これを稱して新財閥体系と稱しておるのであります。それは戦後におきまして飛躍した収入族と申しましょうか、そういう階級があるのであります。それはたとえば歌手特にビクター、コロムビア会社と契約ある人、私は芸術を否定するものではございませんが、映画俳優の方々、あるいはそれに類した方々、特に労働に対する報酬として優遇されることはけつこうですが、あの莫大なる給料を与えて、それで一方日本の古典芸術家たちの待遇格差、芸術家として非常に虐待されている、これが賃金差といひますが、収入差の開きに對しまして、どこに一体こういつた矛盾があるのかというところをわれわれは疑問に思つております。ところがそれが鏡つて映画会社あるいはそれだけの会社が特定の俳優なり歌手なりを採用せんため、会社間の競争となり、それが莫大なる給料を払うから、それはねかえりを今度は大衆に転化される、観覧料、高い入場料等を取られるわけですね。政府当局としてはこの際大衆擁護のためにも、もつとこれを安く聞かしたり、見させるというようにな

とはできないものか。私は、そうするに、あなた方がよくそれぞれ關係業者と話しをして、お前さんたちが高い給料であまり抱えすぎるから、こんなに入場料を高くするのだというところに話し合いができないものか。また、さういふようなふうにして課税の公平なり、人民の疑惑を解くということに努力できないものか。この点を一つ所屬長官からお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今お話し、いろいろな、映画俳優の給料の問題でございますが、その契約の金が高いか安いといったような問題にわれわれが口を出すというのには、これはちよつとわれわれの仕事といひましたし、その範囲の外にあるのじゃないかというふうに思ひます。ただし、さういふ人々におきましては、おのづから所得が高い。それに應じて、相当多額な税金を負担していただいているというところは、これは当然われわれの方の仕事でございます。さういふ面につきましては、調査その他につきましましては、かなりの確に非常に努力しております。御承知のように、さういふ人々におきましては、大部分の収入は所得税法によりまして源泉徴収の制度を受けております。従いまして収入金額が何ほどあるかという点についてはかなりの確な把握ができるわけでありまして、問題は経費がどれくらいかかるかという点が残るわけでございますが、何と申しましても収入金額がかなりの確につかまされておりますだけに、その場合の課税というものはかなりの確に行われるのじゃないか、かように考えております。

○野澤勝君 同僚委員から大臣を招かれましたが、私はこの程度で、また後日この問題については一つ質疑をさせていただきます。この程度で……。

○平林剛君 私は大蔵大臣に対して先回質疑を致しておりました点をきょうはもとことまかくお聞きしたいと思ひます。それは所得税法第六十一条關係の、いわゆる名義人の支払い調書を提出する限度額についてであります。先回、大臣にこの点をお尋ねいたしましたところ、まだ政府の考えがまとまっておらない。下僚において検討中であるから、まとまったら、いづれ考えをきめる。さういふ趣旨のお答えがありました。そのあとで主税局長との問題について若干の質疑を行いましたところ、大体きょうあたり政府の検討した結論がまとまるといふお話があつたのであります。そこで政府の検討した結論がまとまつたかどうか。各界から注目されておる点でありますので、もしや今日の段階では大蔵大臣の胸三寸の中にある、さう思われますから、大臣からその点についてその後の検討、結論に關してお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 名義株の配当課税につきまして事務当局でその後検討してあることと思ひますが、ただいまのところまだ私のところに事務当局の考えは参つておりません。従ひまして、できるだけ早い機会に事務当局の意見を聞き、自分の考えをきめたいと思ひます。

○平林剛君 この問題について大蔵大臣が全く関心の外にあるといふことは考えられないことではあります。今まである程度の事情についてはあなたも事務的にもお聞きになつてゐるはずだと思ひます。今考えられておりますのは、政令の中に限度額を設けよう、さういふふうにしておるわけでありませんが、さうでしようか。あなたは全くその限度額を引くといふことについて話をして聞いておらない。私は全く知らないといふ今の御答弁なのか。それともある程度の輪郭をあなたに御存じのほうである、私はきょうはそれをお聞きしたいのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 名義貸しでない、自己所有のものにつきまして、従来からある程度の報告義務免除額があるのであります。これは、さういふところから申しますと、二、三十年前は十二円、あるいは十八円、二十四といふふうな限度になつて参つております。最近では三万円あるいは六万円あるいは年一万円といふことに相なつてきております。これはさうと昔からの情性で参つてゐるので、だんだんふえて参つておるのであります。しかるに今回の名義貸しの問題につきましては、これは過去数十年前と申しますか、戦前におきましては名義貸しを認めておりました。さうしてそれは行政裁判所の判例におきましても名義はだれであらうとも、實際の所得者に課税するといふ考え方と、一応名義人に課税するのだといふ考え方と、訴訟もあつたことがありますが、いづれにいたしましては名義貸しの問題につきましては、實際の所得者に課税するといふことでやつてきたのであります。さうして終戦後の産業基盤が非常にごたごたした場合におきまして、實際払い込みその他につきましても、なかなか厄介な問題がございまして、日ごろの状態とは違つてきておるのであります。日本の経済が一たんこわれてしまつて、再生しつ

つあるときであるのに……見方によりましては、もう戦後ではなくて、非常によくつたという見方もございまして。従つてこういう過去の経過をたどつて見て、今まで公然と認めておつた名義貸しの問題を、今急にこれをやめるといふことにございましては、相当産業に影響することが大きいのであります。角をためて牛を殺すようなことはしたくございせん。従いまして、十分株主の分布状態、また業態別にこれを検討いたしまして、私は適正な判断をやつていくのがいいのではないかと思つておるのであります。ただ限度だけを問題にしておられるようでありまして、一月、二月にきまつたものがあるいは昨年の十二月の決算期で二月に配当を受けた人と、それから法律が通りまして、四月、五月、あるいは六月の決算期のもので、どういうようにするかというところは、広い意味の限度でございまして、市場の点やいろいろな点を考えなければいけない。こういう議論を私がいたしますのは、少し早過ぎると思つたのでございまして、御承知の通り、最近の名義貸しの問題につきまして、株が上つたり下つたりすることを考えますと、これは単に、私は事務当局ばかりではなしに、全体の経済の見通し等もつて、慎重に考えなければならぬ重大問題だと思つた。

○平林剛君 今まで名義貸しが公然として認められていたというお話がありましたけれども、実はそうじゃないのじゃないですか。税務官吏は質問検査権というものがあつて、本来であれば調べが十分届いていなければならぬはずである。ところが、税務官吏が質問検査権を使つて調べようとしても、証券業者の方では態度をあいまいにして、応ずるのかとよく、応じないのかとよく、これをばかしく、現段階においても、これをばかしく、現段階においても、一体幾ら名義貸しがあるかということ政府自体がつかめないでいる。こういう実情でありまして、公然として認められていたという大臣のお言葉は、少し筋が違ふのじゃないか。また今度法律をここに出してきただけは、それはどういふことにあるのか、これが不明確になつてしまふ。もう一度この点をお答えいただきたいと思つた。

○國務大臣(池田勇人君) 所得に對しまして、税務官庁の調査権限は、もちろん所得税法に規定してございまして。しかし、實際問題として今度御審議願つておるような条文がございせん。そのなかになんかそれが実行できないといふのが、公然と認められたといふか、事實上ほとんどできなかった。あるいは今までにおきまして、税務の特別調査、あるいは査察による調査によりまして、相当出たのもございまして、出てきてわかりました分は、もちろん所得税法上の規定によりまして、課税はいたしておるのであります。だから今回の御審議を願うような条文を置きまして、これは法律上當然にこの問題ができるようにいたしましたのでございまして。

○平林剛君 公然と認められていたというお言葉が、事実上できなかったというところで、御訂正がありましたか。この問題についてはあまり触れませんが、しかし、今この法律を提案をした趣旨についてお話しがあつた通り、当然脱税なり、税の公平の建前から、この改正が必要になつたということでは、言つてもないことであります。それにかかわらず、今、大臣の方では、限度額をいろいろな事情から考えなければならぬ、こういうお話でありまして。いろいろな事情とは一体どういふことであるか、もつと一つ具体的に聞かせ願ひたいと思つた。

○國務大臣(池田勇人君) 公然と認められておつたといふことについての追及でございまして、これは税務官庁の所得税法による調査権限によりまして、これは調査はできたのでございまして、しかし一般的に、証券業者に、名義貸しの内容を一々出せと、こういう規定はなかつた、そう御了承願ひたいと思つた。そういうのでございまして。従いまして、公然とは、全部の証券会社に名義貸しを出せといふことは、これは所得税法からはできません。しかし今度公認されておつたといふことは、個々の問題につきましては調査ができます。しかし、証券業者にお出しなさいといふことはできません。こういうことを言つておるのであります。いろいろな問題があるといふことは、これは人の心理状態から申しまして、税務当局にはそういう権限がないのだから、たまたまほかのことで調査をせられて、見つかればいたした方がない。このままでいけば大体見つからぬことだと思つてやつておられる人がおありなんです。そういうのを今度一ぺんにばつとやつて、そして過去からずつとやり来たつたことと同じように取り扱うことがいいか悪い、これは問題でございまして。そういうところからいろいろな点という一つでございまして。

○平林剛君 私に言わせれば、いいか悪いかの判断の余地など少しもないのじゃないか。一般の国民が、こういうような方法で脱税をするといふことと自身が税法上間違いであつて、これに對しては、やはり一般の国民と同じように納税をせらる。税を負担してもらふという建前がほんとうである。それを、今伝えられておりますように、一銘柄について一万円だ、五銘柄が限度額であるといふようなきめ方をすることは、いろいろな事情といふけれども、それ以上に、私はこの事実を一般の国民が知つたならば、やはりこれは適當でないといふふうに思ふと思つた。だから私はいいか悪いかの判断の余地なんか少しもない。それは、証券市場の影響といふことを考へなければならぬと、大衆の投資について考へなければならぬという理屈はあるかも知れませんが、じゃ、それは一体どういふものかといふことを突っ込んでいけば、それは見せかけの理屈にしかすぎない。証券市場の影響が一体どれだけの影響かといふことは、これはなかなか具体的に示せるものでもない。また大衆的な投資と、こゝに言われれば、今伝えられていふように一銘柄一万円、五銘柄までというようになるとすれば、これは元本から考へれば相当大きな租税負担能力を持つてゐる人たちです。そういう意味から考へますといふと、一銘柄一万円といふことと自体だつて私はけしからぬ話だと思ふ。この点について、もう少し一般の国民が納得するようなお答えを大臣から承わりたいと思つた。

○國務大臣(池田勇人君) 私は一銘柄一万円、五銘柄といふふうなことは聞

いたことはございせん。その考え方、私はいいか今までのものにとらわれてゐるのじゃないかと思ふ。今までのものは、記名株であつて、名義貸しでない分も、一年間一万円までは届出しない、こういうことに相なつておつた。そして今までの分は何も五銘柄に限つておりません。株式を分けさえすれば、十銘柄でも二十銘柄でも百銘柄でもできます。だからあなたのおつしやるような一万円以下五銘柄といふふうなことは、何か新聞にはちよつと載つておつたやうでございまして、私は考へたことではない。

それから今の記名式の分を一万円にするのがいいかどうかといふことは、これは限度の問題でございまして。しかしこの問題は経済界の進展につれて、先ほど申し上げましたように、二、三十年前は十二円、十八円、ずつとふえてきたわけでありまして。最近におきましては三千円、六千円、一万円ときた、こゝろ趨勢も考へなければならぬ。しかも今までは税法上調査しないといふことになつておつたのが、今度調査するのになつておるから、こゝろいふことにつきましては、いいことをやろうとしてゐるのだが、その分は摩擦があつてもあつたからやらなければならぬといふものでも、政治というものはないと思ふ。徐々に、影響を少くして、なるべく早い機会に本筋に返していくことが政治だと思つた。従いまして、名義貸しをいかにきめるかによつて株がどれだけ下がるか、これは持つてゐる人の株ではございせん。今まで記名式で普通にやつておる方に影響するのになつた。たとへば、だいたい平林さんお詳し

いようでございますが、今、一つの銘柄を二十万株、五十万株売り出した場合に、その株がどうなるかということはおわかりでございます。しこうして私の見るところでは、一人で五十万株、百万株を持つておられる方がおありのようで、名義株、そういう点を考えますと、今まで一万円だったから今度もすぐそれを一万円にしろといったときに、その五十万株を五十軒のたとは証券業者に預けるといふふうなこともせられぬことはないわけです。だから預金利子の問題でも、十万円までは免税だということと二十万円にいたしまして、それで一千万円持つておる人が五十口同じ銀行に預けたというときにはどうするかという、銀行は非常に手数がかるわけです。私は昔、財産税をやりましたときに、ある銀行の支店に三千円というのが六百数十口ございました。一人の名前で。私は三千円というのは六百口あるからこれはとるべしというので、三千円未満は取らないけれども、三千円以上は取るというのでやったことがございまして、いろいろな逃げ道がありまして、その逃げ道を変なことをしないような方法でいかなければ、政治をする人としてはなかなかむずかしいのでございます。いいことでございますから、徐々に直していきまされるけれども、これは実際に沿うようなことをやらないと、先ほど申し上げましたように、角をためて牛を殺すというふうになつてはいかぬというのが私の心境でございます。

○平林剛君 まあ私も新聞やその他の情報からいろいろ証券業者あるいは大口投資家等の動きを知るだけでありま

して、今大臣の言われたような点もあるかも知れません。ただ今日までの情報からいいますと、あるときには一万円までだとか、それからしばらくたつと三十万、五十万というところ。私は議会においてこの点を追及して参りますという、どうも国民感情からいつてあまり幅の大きいのはいけないという批判が強く過ぎた。そこで最近では一番持ちこたえていた四大証券のうちの野村証券までがこのごろは投げつけた。こういうふうなことで伝えられてきておる。そこへ持つてきて先ほどから言われておるように一銘柄一万円ないし五万円、こういうふうなことまで伝えられておる。ある意味では観測があるかも知れません。私が今一つの事例を申し上げたら、そういうことは考えておらない、こういうお話でありました。従つて今後それをおきめになる場合に、先ほど例をあげたように、貯金の場合でも二十万円までは免税になつておるが、それを五口に分ければ百万円までいい。こういうことは正しいやり方ではない。政府のいろいろな貯蓄奨励の政策も、決して大口の資本家の脱税の幅を与えるというために免税の措置がとられているのではないと私は思うのです。そういう意味からいいますと、この名義株の問題についても、やはり一般の国民の感情というのを考えて、あなたの、全般の経済界に与える影響というものは、もちろん大蔵大臣としては考えなければならぬ点かも知れませんが、十分その点は縮小する、できればゼロにする、こういうふうな気持が必要だということを、きょうは要望しておきたいと思ひます。

それから結局この法律がかりに作られました。今度はいわゆる名義人が配当所得の支払いを受けるものは支払い調書を出さなければならぬ。しかし現在のところこの証券金融業者とそれから――きょうは渡邊国税局長官が来ておられますけれども、その関係を見ておられますという、徴税事務に對してはなだ協力的でない。これはやはり私に言わせると、極端な言い方になるかも知れませんが、今の法のゆるやかなところを抜けて、いわゆる名義貸しの脱税者があることを証券金融界においてそれを認めている。道徳的にすてくない事例だと思つておられます。国税局長官が今まで衆議院の大蔵委員会においてお話しになつたところでも、大へんその点苦心されておるといふことが言われました。結局今後かりにこの法律がきめられましても、証券金融界の方で協力的になつても、法律の趣旨というものを正しく理解をして協力をしてくれないということでは免れぬ目的が達せられない。従つて、もしその裏づけがないとすれば、今度は法律でどう規定をして、その後にはまた税務官吏が質問検査権を使つて大いに目的を達する、こういうことにしたいかなければならぬ。この間も主税局長にその点をお話をいたしました。一体あなたの方の考えはどうか、こゝろお聞きしましたら、この法律がまともなれば、私が言つたような趣旨はある程度達せられると思つたというお話しがありました。一つ大蔵大臣からこの点についての保証を私に与えてもらいたい。

証券業者はこれは名義株だといって区分整理いたしまして、源泉で徴収せられた税金は証券会社の法人税から控引かないことになつております。そこでたとえば私が――私の例を引いてはいけません。甲なる者が株を持ちまして、二万円の配当がありました。そうすると源泉で二千元とられておる、そしてまた一万八千の一割は証券業者がとれば千八百円、そうすると三千八百円とられますから、二万円にいたしまして一万六千二百円しかない。それを今度は、甲なる者が自分名義にいたしまして、二万円の配当を一万八千円もらいます。所得を申告しますと国から二千円戻してもらえ、こゝろいふことになつておるのであります。だから名義株が、その人の所得が何百万円、そして上積みになるという場合はあれでございしますが、今ほりつておいて取られつぱなしになる、証券会社には源泉徴収したあとの一割は払つておられますから、とにかく二割程度のものは控られておる。そのうち一割は国が取りつぱなしにしておる。こゝろいふ場合もあることを御想像願ひたいのであります。で、これが総合所得税を納める人ならば、一割の一割をまた手数料として払つておる。だから私は、片一方におきましては脱税じゃない、徴税が多くなる場合もある、納税者が得する場合も非常にあるわけでございます。名義株……しかしいづれにいたしましても、法律をおきめ願へば、これは行政官庁当然のことでございます。何も、私も国税長

官も税の執行について違つたところはないと思ひます。

○平林剛君 まあ従来、私はあとで大蔵大臣にその見解を尋ねたいと思つておるのでありますが、従来どうしても金融界に對する徴税事務というものはとかくの批判があつたわけでありました。証券金融界もあるいは銀行関係においても、なかなか政治力がありまから、その政治力を使つていろいろな減税措置をやらせたり、あるいは徴税事務に對してもこれをなるべく有利なように防ぎ、こゝろいふ傾向が強かつたのであります。私は租税特別措置法の点でも大臣に指摘しておきましたけれども、ここに一つの具体的な例がある。私は、この「金融機関に對する預貯金の調査について」といふ見出しで国税局長官が各国税局長に通牒を出しておる。この通牒を見ますと、金融機関の調査に當つてはいろいろな制限を設けている。結論としていへば、こゝろいふ金融機関の預貯金が實際上できないような仕組みになつておる。そしてこの通牒を読みますと、今後預貯金の調査をなす場合においては、税務署長の証印のある書面を調査先の金融機関に提示する。こゝろいふことまで書いてあるわけでありまして、一般の国民の中において、税務官吏が質問検査権その他の権能を使つて調査をする場合でも、こんな手厚いようなやり方をもつてやつてくれているおられません。金融機関あるいは金融界にだけどうしてこゝろいふ恩典を与えるのか、私はまことに不思議な話だと思つておるわけでありまして。この通牒を見ると、昭和二十六年十月十六日、国税局長官の通牒になつておる。こゝろいふことは、政府に

おいて再検討しなければならぬ問題ではないか、私はこういふふうに思うのでありますが、一つ大臣も、手元にこの通牒が行っていると思ひますから、ごらんになって、あなたの御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 昭和二十六年に国税庁長官から出した通牒は、私がこういふ通牒を出すように命じたのであります。出した方がよいと、それは当時所得税法の規定に従つて、全面的に預金調査をやるというふうなことも聞いておりましたし、いろいろな点で行き過ぎの点が私の耳に入りました。経済再建途上において最も微妙な関係を持つ金融機関について、しかも公的資格を持つ場合において、これは所得の調査が絶対必要でございませう。しかし全般的に大綱をかけてやるというやり方は、しばらく見合せた方がよい。こういうふうなことは調査はしてよろしい。しかしその調査には、これは必要だといふので税務署長が証印するよろしう、こういう指令を出すように国税庁長官に話した記憶はございませう。その後どうなつておりましたか。昔は、そのころは源泉選択の制度がありましたか、あるいは預金課税をいたしておりました。そういういろいろな点があるもので、預金は無税にしたといふふうなこともございませう。それからだんだん経済がよくなつてきましたから、今回、原則の無税というのをやめて有税にするが、経過的に長期契約については二年間無税にする、こういうふうな相なつたのであります。だからやはり租税の負担の公平を建前とし、調査の厳密なることをこれはモットーといたしますが、やはり

そのときどきの経済情勢によりまして、理想は理想でございませうが、理想に近づくように、そしてまた将来の日本の経済がよりよくなるように、各方面から考へて措置しなければならぬことだと私は思つておるのであります。

○平林剛君 ただ銀行関係に対する税金上の恩恵は、初めは税金をとつておる。いろいろな経済上の理由をつけ、その後世論が非常にやかましくなつたので、銀行利子の免税をやる。最近では税金をとらないようなことになつた。そこに持つていつて徴税上の疑惑のあるときに、こういう銀行に對して、二重にも三重にも恩恵を与へ、一般の国民と違つた恩恵を与へるということは、これは一面において貯蓄の増進、資本の蓄積といふ政治的な目標がありまして、あまりに不当ではないだらうか、こういうふうな思ひのであります。またこういうふうなことをたびたびおやりになるというところは、国民から多大の疑惑を持たれる。一体何のために金融機関の預貯金の調査だけに限つてこういうかきをつけるのだらうか。税務署長の証印がなければ金融機関の調査に行けないというのならば、大物の政治家が行つて、お

今度、昭和三十一年度における税の自然増収の点について大臣の御見解を承りたいと思ひます。

昭和三十一年度も大体三月の末近くなつて参りました。税の自然増収が一体どれくらいになるだらうかといふことはほぼ明瞭になつてきたと思ひのあります。新聞その他では私も大体承知はいたしておりました。先般三月十五日に大蔵大臣は、衆議院の大蔵委員会、同僚議員からの質問に答えられまして、当初大体九百三十億から九百四十億円という見込みであつたが、その後の状態がきつめてよく、一千億円を上回るといふようなお答えを承知いたしました。ところが、この際もう少し詳しく三十一年度における税の自然増が幾らになるかといふことを委員会に對して御報告願ひたい。これは大蔵大臣でなくともけつてございませう。

方からこの資料を出しておいていただきたいと思ひます。将来の参考にしたと思つておるわけでありませう。

そこで、大体自然増収が昭和三十一年度においても予想よりはるかに大きくなるといふことは、現実の問題として現われてきております。私も、初めはこの自然増収が水増しがなく、あるいは今後の自然増の根拠に誤差が出ないかといふことを非常に心配をしておつたわけでありませう。この心配が全く消えたといふのではありませう。全く消えたといふのではありませう。けれども、衆議院の大蔵委員会、この間も公聴会が開かれて、幾人かの参考人がおいでになつたときに、高木教授が、大体昭和三十一年度になるといふ、自然増収は二千五百億圓ぐらいになるのじゃないか、こういうふうな説まで言われておる。大蔵大臣は、われわれが三十二年度の千九百二十億は水増しじやありませんか、こう言つて、いや、それは水増しじやない、絶対に確信がある、こういうふうにお答へになる。それならば、逆に解して、高木教授の説などからいふと、こんなに自然増収があるといふことだが、これをこえるのではないかと、こう言つて質問するといふと、大体二千億圓ぐらゐが妥当ではないかと、こういうふうにお答へられまして、ばかに最初の線を固執しておられるようでありませう。しかし百歩譲りまして、大体今の状況からいふと、その中身は別にして、かなり政府の思つたよりふえるのではないかといふ予想は強いことは、私もこれは認めます。そこで、もし自然増収が政府の予想よりも大きくなつた場合、今後その財源を使つてど

ういふ政策をやるか、これは岸内閣として、今後そういうことを総合的に検討して、新しい政策をお立てになると思いますけれども、私はこの場合は、やはりもう一度減税政策を実行に移す必要を感じておるわけであります。臨時税制調査会において今度の減税案が検討せられた当時の自然増収は、わずかに六百億か七百億円ぐらいのところまで議論をしておった。ところが案に相違して、昭和三十一年度においても千百億円をこえる、こういう見込み違いがあったわけでありますから、そういう意味でも今の一千億円減税という基礎というものはくずれ去つておるわけであります。議会においていろいろ公聴会を開いて参考人をお呼びして御意見を聞きますというのと、異口同音にこういう場合においてはなお税制に手直しを加えるべきであるという主張をされている。現段階においては、政府としては現在提出されている所得税法等、税三法を通過させることがお考えであるとは思いますが、けれども、明らかにこういうことの予測せられる場合、将来なお減税について検討する用意があるか、大蔵大臣に一つ御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君)　せつかくの御質問でございますが、私は大体二千億円の自然増収が動かないと見ております。従いまして、大蔵委員会で慶応の高木君が二千七百億円と申しましても、大蔵大臣としては、そんな数字を仮定して今後の財政施策はお答えできません。

○平林剛君 現在はまだ仮定の問題でしか議論ができませんけれども、あなたは大体もう二千億円程度だと、こう

言われるけれども、今までの、政府が臨時税制調査会に提供したときの見積りでは、五百ないし六百億円である。ところがその二倍に当る自然増収があつたわけです。大蔵大臣は今、私の見込では二千億円だと、こう言うけれども、今日はだれも信用しませんよ、そういうのは。そういうことになりますという、やはり国民の代表として、議会においてになつた公述人たちが、国民の声を代表して述べられているように、やはり今後の税制改正に足りなかつた点については十分手直しをするという態度が、私はやはり責任者の謙虚な態度ではなからうか、こう思うのですがね、どうでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 自然増収がどれだけ出るかわかりませんので、私はあまり出ないと見ているのであります。過去の歴史を考えてみましても、自然増収が一番たくさん出ましたのは昭和二十九年であつたと思います。昭和二十九年の一兆円予算、あのときは一兆円予算をするために、歳入を相当軽く見まして、そうして歳出を一兆円以下に切り詰めたわけであります。そういう無理な歳出をあれするときに、やはり自然増収が六百九十億出たと思

います。そうして当年度に四百数十億円、その次の年はこれは二百六十億円ぐらいしか出ない、こういうまあ大体二百億円程度でございます。今回千億円出たというのは、これは異常な、例を見ないところであります。こういうことをすぐあれししまして、二千五百億とか二千八百億とか言われることは、何は国民の代表であるとおつしやつても、私は直ちに信じて得ません。しかも税制調査会で六百億とか九百億

とか千億とかいふのを、昭和三十二年度の予算でもし大蔵事務当局で言つたならば、私はその点は誤まりだ、私があのときに大蔵大臣だつたならば、昭和三十二年をもつところ見るのだと言いたいくらい。だから私は予算を編成します場合におきまして、常に事務当局は引つ込み思案なんです、大蔵省というものは。しかし私は新聞記者にもしやべつておりますように、九月の決算はいいと、十二月の状況を見なければならぬ、そうして年末の調整を見なければいかぬ、一月の十二、三日ごろぐらいが自然増収の山だと、こう私は言つておつたので、相当そりなるとしては自信たつぷりのことを言うとおつ

しゃるかも知れませんが、過去大蔵大臣としてもたびたびやってきております。税の方につきまして数十年苦勞してきておりますから、大体私はこの見込みは動かぬと思うのであります。ただ最近におきまして賃金の上昇、ことに仲裁裁定等、また労働争議につきまして、最近の見通しで給与所得がどうなるかということは、ある程度あれでございますが、私は全体の問題としてそう多くを期待し得ない。だから議會当初におきましては、水増しとか

いろいろな議論がありましたけれども、私は水増しでない、そしてそれよりもつと多いだろうと、今度は、最近いろいろな議論が出るようでございますが、そう樂觀は許さないと見ておるのであります。

○平林剛君　その点はあなたが大蔵大臣であれば臨時税制調査会にああいう数字は出せなかつたと、こう言われるわけだけれども、しかしあなたが大蔵大臣であるなしにかかわらず、政府と

してやはり出されたものでありますから、臨時税制調査会で議論したときの提出した資料というものは、大きな誤りがあったということの事実だけは消すことはできないと思うのです。また今後、今あなたが非常に信念のある氣持で自然増収についての見解を述べられたけれども、またこの問題がはつきり見定まつてくるときに、さてどういうものであるか、そのときまで大蔵大臣をやっておられるなら、これはあなたに政治的責任を追及することができませんけれども、そうでないまた大蔵大臣が来ると、私があのとき大臣であつたならば、實際はもつとあつたと思うと、こう言われてもまた困るわけです。

今日の段階ではこれは水かけ論になりますから、これ以上追及いたしません、私どもとしてはなお残された税制の問題についての質疑を通じて、大臣に対してもう少し、税制計画を立てた基礎が違っていたのだから、その違っていた事実に基づいて何らかの必要な修正を加えるべきである、こういうことを申し上げたいと思います。

きよりはまあこの程度にして、次回にまたお尋ねすることになります。

○委員長(黄瀬久忠君) それでは本日

は質疑はこの程度にして散会いたしました。

午後五時二十二分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

一、国有財産法の一部を改正する法律案

午後五時三十二分散会

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（居住用施設の譲与等）

第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち左に掲げる建物を取りこわして、その敷地に公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ。）を建設し、かつ、これに当該建物の居住者を収容しようとするときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、その地方公共団体に対し、当該建物を譲与し、又はその敷地のうち国有のものので当該公営住宅の建設に必要な部分を、当該公営住宅の建設に要する費用に係る標準建設費（公営住宅法第七条第三項に規定する標準建設費をいう。）のうち土地の取得又は宅地の造成に係るものに相当する対価で譲渡することができ。

一 地方公共団体又は社会福祉法人に対し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他管理が困難なもの

二 共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、保安上危

二 共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、保安上危

除なものの他その管理が困難なもの

2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、前項の公営住宅を建設しないとき、又は建設した公営住宅にその建設のために取りこわした建物の居住者を収容しようとしな

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 台帳、報告書及び計算書」を「第三章の二 立入及び境界確定 第四章 台帳、報告書及び計算書」に改める。

第二章中第九条の次に次の五条を加える。

（国有財産審議会）

第九条の二 大蔵省に国有財産中央審議会（以下「中央審議会」という。）を、財務局ごとに国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第九条の三 中央審議会は、大蔵大臣の諮問に應じ、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と

認める事項を大蔵大臣に建議する。

2 地方審議会は、財務局長の諮問に應じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに

3 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九條の四 中央審議会及び地方審議会は、それぞれ委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央審議会又は地方審議会に臨時委員を置くことができる。

3 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、それぞれ大蔵大臣又は財務局長が任命する。

4 中央審議会及び地方審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、関係行政機関又は地方公共団体の職員は、会長となることができない。

5 学識経験のある者のうちから任命された中央審議会又は地方審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、再任されることができ

7 中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第九條の五 第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議するため、地方審議会に境界査定部会を置く。

2 境界査定部会は、学識経験のある者のうちから任命された地方審議会の委員五人以内で組織する。

3 地方審議会は、境界査定部会の議決をもつてその議決とすることが

第九條の六 前二条に定めるもののほか、中央審議会及び地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する普通財産について、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理及び処分に

2 各省各庁の長は、前項の計画を著しく変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る計画を大蔵大臣に通知しな

七 行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとするとき、

第三十一条の二 立入及び境界（他人の土地への立入）

第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない

必要があるときは、その所屬の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければなら

3 第一項の規定により土地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければなら

4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければなら

5 各省各庁の長は、第一項の規定による立入により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければなら

6 前項の規定により補償を受けることのできる者がその金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三月以内に訴をもつて補償金額の増加を請求することができる。

（境界確定の協議）

第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他

必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を要求することができる。

2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければなら

3 第一項の協議がととのつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければなら

4 第一項の協議がととのわな場合合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはなら

（境界の決定）

第三十一条の四 各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わな

2 各省各庁の長は、前項の調査に基いてその調査に係る境界を定めることができる。

3 各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会

に諮問し、その意見に基いて、これを定めなければならない。

4 地方審議会は、前項の諮問に係る事実を調査審議する際、当該事案に係る隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に對して意見を述べる機会を与えなければならない。

5 各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に關し、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を附記しなければならない。

第三十一条の五 隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省各庁の長が定めた境界に異議がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、当該各省各庁の長に對し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

2 前項の期間内に前条第五項の通知を受けた隣接地の所有者から前項の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に關し、その者の同意があつたものとみなす。ただし、同項の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同項の規定による通告

があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。

4 第三十一条の三第四項の規定は、第一項の期間内に同項の通告があつた場合について準用する。

第三十四条第二項中「各省各庁の国有財産増減及び現在額報告書」を「国有財産の増減及び現在額に關する説明書」に改める。

第三十七条第二項中「各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書」を

「国有財産の無償貸付状況に關する説明書」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有財産法第十一条の二第一項の規定による普通財産の管理及び処分に關する計画の通知の期限は、昭和三十三年度分に限

り、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年五月三十一日とする。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項の表中資産再評価審議会の項の次に次のように加える。

国有財産中央審議会

大蔵大臣の諮問に應じて、国有財産の管理及び処分に關する基本方針その他国有財産に關する重要事項を調査審議し、並びにこれに關する必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（附屬機關）

第二十一条の二 国有財産地方審議会は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、財務局長の諮問に應じて国有財産の管理及び処分につ

き調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を財務局長に建議するほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議することとする。

国有林野法（昭和二十六年法律

第四

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、百円硬貨鑄造反對等に関する請願（第一三七七号）

一、熊本県南小国村に肥後銀行支店設置等の請願（第一四四五号）

第一四四五号 昭和三十三年三月十三日受理

熊本県南小国村に肥後銀行支店設置等の請願

請願者 熊本県阿蘇郡南小国村長 河津重外七名

紹介議員 森中 守義君

熊本県南小国村の中心地市原には、肥後銀行市原支店が設置されてあつたところ、昭和二十六年これが廃止されたため、住民の不測不便は甚大であるが、木材売買価額だけでも年間約二億一千万円、牛馬市場における取扱金額に、いたつては実に二億三千二百三万八千円に達する本村にとつては何とかしても金融機關が必要であるから、本村市原に肥後銀行支店あるいは出張所をすみやかに設置せられたいとの請願。

第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 境界の確定（第三章第六条）」を「第二章 附則」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 附則

第三条から第六条まで 附則

5 この法律の施行前に前項の規定による改正前の国有林野法第三条から第六条までの規定に基いてした手続その他の行為は、この法律による改正後の国有財産法第三十一条の三から第三十一条の五までの相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

附則

の企画が伝えられるや、価格が予想外の下落を示し、誠に深刻な影響を栽培農家に与えているから、すみやかに百円硬貨の鑄造計画を中止せられるとともに栽培農家の生活擁護の措置を講ぜられたいとの請願。

一、百円硬貨鑄造反對等に関する請願（第一三七七号）

一、熊本県南小国村に肥後銀行支店設置等の請願（第一四四五号）

第一四四五号 昭和三十三年三月十三日受理

熊本県南小国村に肥後銀行支店設置等の請願

請願者 熊本県阿蘇郡南小国村長 河津重外七名

紹介議員 森中 守義君

熊本県南小国村の中心地市原には、肥後銀行市原支店が設置されてあつたところ、昭和二十六年これが廃止されたため、住民の不測不便は甚大であるが、木材売買価額だけでも年間約二億一千万円、牛馬市場における取扱金額に、いたつては実に二億三千二百三万八千円に達する本村にとつては何とかしても金融機關が必要であるから、本村市原に肥後銀行支店あるいは出張所をすみやかに設置せられたいとの請願。

第一三七七号 昭和三十三年三月十一日受理

百円硬貨鑄造反對等に関する請願

請願者 岡山県議會議長 淺越 和夫

紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君

みつまたはあぜ及び急傾斜地の利用ができる有利な作物であり、岡山県北部農山村地においては、最も安定した換金作物として、へき地零細農家の経営に重要な地位を占めているが、昭和三十年高額紙幣発行並びに百円硬貨鑄造

の企画が伝えられるや、価格が予想外の下落を示し、誠に深刻な影響を栽培農家に与えているから、すみやかに百円硬貨の鑄造計画を中止せられるとともに栽培農家の生活擁護の措置を講ぜられたいとの請願。